平成２４年（フ）第２５４号
函館市滝沢町26番地26
破産者　高橋　正之
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１９７号
北海道厚岸郡厚岸町白浜１丁目130番地
破産者　中村　　恵
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９３号
北海道釧路郡釧路町新開４丁目53番地　紺野マンション２―203号室
破産者　鈴木　正枝
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９３号
青森市金沢３丁目23番28号　すゆき荘５号
破産者　上村　敏雄
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
盛岡市南仙北２丁目25番８号、旧住所盛岡市住吉町13番30―1206号
破産者　佐川　徳也
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１８号
宮城県角田市横倉字金谷31番地32
破産者　遠藤善二郎
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１２９６号
横浜市磯子区岡村３丁目18番14号　１Ｆ
破産者　金子日出樹
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３４号
金沢市駅西本町１丁目５番29号
破産者　今村　雄一
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５４号
静岡県富士宮市山本172番地
破産者　後藤　孝一
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第６７０号
京都市北区鷹峯土天井町１番地３　美咲ハイツ301、破産手続申立時の住所京都市中京区富小路通蛸薬師下る高宮町593　ライフＢＯＸ20　３－Ｅ号室
破産者　牧田三郎こと　牧田かける
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
京都市右京区梅津中倉町30番地、開始決定時の住所京都市右京区梅津大縄場町６番地５　嵐山ロイヤルハイツ２―401
破産者　出口　誠治
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８１号
奈良市肘塚町177番地の３
破産者　寺田　陽一
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４号
長崎県五島市平蔵町1390番地、住民票上の前住所岩手県北上市大通り３丁目３番31―203号　ヴィアーレ　バンビーニ
破産者　小田　末一
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

免責許可決定

平成２６年（フ）第３４３号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目36番１―502号
破産者　小鹿こと福田こと　望月　祥子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８２号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目10番15―407号
破産者　中山　陽子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８７号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―932号
破産者　中嶋　哲夫
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目６番１―602号
破産者　岸野　令子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６３号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目26番40号
破産者　香山ゆかり（旧姓山本）
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目９番11号306、前住所兵庫県尼崎市富松町１丁目33番15号312
破産者　泉田　克巳
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係